

有害物質等下水道流入事故時の対応について

〒350-1101 川越市大字的場 2646-1
川越市上下水道局上下水道局
上下水道管理センター 下水道施設担当
電話049-239-5595
FAX049-239-5598

特定事業場における事故時の措置が義務付けられています。

下水道法

(事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十二条の九第二項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

事故時の措置を必要とする「事故」とは

自然災害等発生要因を問わず、特定事業場等内において火災の発生、停電等による除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入するような事態をいいます。また、事故の届出を必要とする「有害物質又は油」(一覧表参照)は政令で定められています。

事故対応について

1. 事前対策

事故が起きた場合に適切に対応するためには日頃の備えが大切です。除害施設管理責任者の選任、非常時連絡体制の整備、防災訓練の実施など、十分に事故に備えてください。

除害施設管理責任者について

川越市下水道条例の第九条及び第十条では、除害（排水処理）施設の設置者が、除害施設管理者を選任し、市に届け出なければならないと規定しています。

☆除害施設管理責任者の業務

- 一 除害施設の操作及び維持に関すること。
- 二 除害施設から排除する下水の水質の測定及び記録に関すること。
- 三 除害施設に破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- 四 除害施設から発生する汚泥の処理及び処分に関すること。

☆除害施設管理責任者に必要な資格

その事業場に勤務する者で、次の三つのいずれかに該当することが要件です。

- 一 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)第七条に規定する公害防止管理者(水質関係第一種から第四種までの有資格者に限る。)の資格を有すること。
- 二 埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第百十四条第二項に規定する水質関係公害防止主任者の資格を有すること。
- 三 管理者が行う講習の課程を修了したこと。

☆資格を有する者がいない時

資格者を選任するまでの猶予として、除害施設管理責任者の特認を申請してください。

2. 事故時対応

身の安全を第一に考えた上で応急措置を施し、川越市上下水道局上下水道管理センターに電話連絡してください。通報の際に必要な内容は以下のとおりです。

①事業場の名称と住所、通報者の所属と氏名、市からの連絡先と担当者

②事故の概要

事故の発生時間と位置
下水道に流入した物質及び量
講じた応急措置の内容

4 ページのFAX表も活用してください。

③下水以外の通報先

消防署（消防法関連）や環境対策課（水質汚濁防止法関連）などの部署に通報したか

3. 事後対策

応急措置後には、改めて上下水道管理センターに事故発生届出書を提出し、その後の事故を防止するための計画書や措置完了報告書を提出することになります。

事故時の措置が義務付けられている物質の濃度一覧

| | 措置対象項目 | 川越市の下水排除基準 | |
|---------------------------|---------------------|---------------------|--|
| 水質汚濁防止法施行令第二条第一～二十八号 | カドミウム及びその化合物 | 0.03 mg/l以下 | 下水道法施行令 (事故時の措置を要する物質又は油) 第九条の八 法第十二条の九 第一項に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。 |
| | シアン化合物 | 1 mg/l以下 | |
| | 有機燐化合物 | 1 mg/l以下 | |
| | 鉛及びその化合物 | 0.1 mg/l以下 | |
| | 六価クロム化合物 | 0.5 mg/l以下 | |
| | 砒素及びその化合物 | 0.1 mg/l以下 | |
| | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 mg/l以下 | |
| | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | |
| | ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/l以下 | |
| | トリクロロエチレン | 0.1 mg/l以下 | |
| | テトラクロロエチレン | 0.1 mg/l以下 | |
| | ジクロロメタン | 0.2 mg/l以下 | |
| | 四塩化炭素 | 0.02 mg/l以下 | |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0.04 mg/l以下 | |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 1 mg/l以下 | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/l以下 | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 3 mg/l以下 | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 mg/l以下 | |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/l以下 | |
| | チウラム | 0.06 mg/l以下 | |
| | シマジン | 0.03 mg/l以下 | |
| | チオベンカルブ | 0.2 mg/l以下 | |
| | ベンゼン | 0.1 mg/l以下 | |
| | セレン及びその化合物 | 0.1 mg/l以下 | |
| | ほう素及びその化合物 | 10 mg/l以下 | |
| | ふっ素及びその化合物 | 8 mg/l以下 | |
| アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 380 mg/l以下 | | |
| 塩化ビニルモノマー | | | |
| 1,4-ジオキサン | 0.5 mg/l以下 | | |
| | ダイオキシン類 | 10 pg-TEQ/l以下 | |
| 三条の四第一～七号 | 原油 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量として※ | 鉍物油 5 mg/l以下 動植物油 30 |
| | 重油 | | |
| | 潤滑油 | | |
| | 軽油 | | |
| | 灯油 | | |
| | 揮発油 | | |
| | 動植物油 | | |

※
日排水量が 30 m³以上の事業場に適用。

下水道管内作業や処理場への被害を防ぐため、一覧以外で影響の大きい物質（酸アルカリ等）の流入に関しても、事故報告をお願いします。また、特定事業場以外の事業場についても、該当物質が下水に流入する事故が発生した場合には報告をお願いします。

様式 1

有害物質等流出事故に係る通知（第 報）

川越市上下水道局上下水道管理センター宛 TEL049-239-5595 FAX049-239-5598

年 月 日

| | | |
|-------|--|-----------------------------------|
| ※受付 | 受付日時： 年 月 日 時 分 | 川越市上下水道局 上下水道管理センター |
| | <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他（ ） | 担当者名 |
| 通報者 | 事業場名： | ※分類： |
| | 通報者所属・氏名： | |
| | 連絡先 TEL： | FAX： |
| 事故概要 | 発生（発見）日時： 年 月 日 時 分頃 | |
| | 事故発生場所（所在地）： | |
| | 下水道に流入した有害物質等 | |
| 事故の内容 | | |
| | 【想定される下水道への影響】 | |
| 応急の措置 | | |
| 通報先 | <input type="checkbox"/> 警察（ ） | <input type="checkbox"/> 河川管理者（ ） |
| | <input type="checkbox"/> 消防（ ） | <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| | <input type="checkbox"/> 環境部局（ ） | |
| ※備考 | | |

※欄は記入しないでください。